

令和3年5月28日

厚生労働大臣 田村憲久 様

一般社団法人 日本保育保健協議会

会長 三浦 義孝

一般社団法人 全国保育園保健師看護師連絡会

会長 藤井祐子

就学前の教育・保育施設等に勤務する保育士等への

新型コロナウイルスワクチンの早期接種に関する要望書

就学前の教育・保育施設等は、医療や生活を支える仕事に就く保護者やセーフティーネットとして養育に支援が必要な子どもとその家族を支えるために保育を提供し続けています。そしてそれは乳幼児が集団生活を営む場でもあり、社会に不可欠なものです。しかし、感染予防行動を獲得している途中である子どもたちの成長発達と感染症対策の両立には多くの困難があります。

現在、感染性の強い変異株が流行しており、新型コロナウイルス感染症に罹患する子どもも増加し、通所している施設等でのクラスターも頻発しております。

新型コロナウイルスワクチンの接種は始まっていますが、就学前の教育・保育施設等で勤務する保育士等への優先接種についての協議は行われていません。今回、小児への接種は対象外であり該当する職員は自らが接種することができるまで、自身の感染や預かっている子どもたちへ感染させてしまう危険や不安と共にあります。

米国の疾病予防管理センター(Center for Disease Control and Prevention)によると、就学前の教育・保育施設等で勤務する職員は子どもが接種できないことからリスクが高いこと、また社会の維持に不可欠なフロントラインワーカーであることから、医療従事者に次ぐ優先順位である Phase1b の対象であるとの指針を示しています。そのことより、米国政府は2021年3月に全米にこの指針に準じて対応しています*。

日本でも同様の指針に基づき、子どもたちの命を守り、医療現場で働く保護者を支えるために、早急に就学前の教育・保育施設に従事する保育士等への新型コロナウイルスワクチンの早期接種をお願い致します。

※参考資料

Centers For Disease Control and Prevention(2021.3.12). Guidance for Operating Child Care Programs during COVID-19. https://www.cdc.gov/coronavirus/2019-ncov/community/schools-childcare/guidance-for-childcare.html#anchor_1613686671512